

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月25日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	ふじみ野市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/joho_tokeika/johoseisakukakari/2297.html

執行機関名 ふじみ野市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱(平成22年4月1日ふじみ野市告示第95号)による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(平成27年ふじみ野市条例第45号)別表第1 第37の項 ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱(平成22年4月1日ふじみ野市告示第95号)による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱(平成22年4月1日ふじみ野市告示第95号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療等を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定居宅サービス等を利用する低所得者に対して、その利用料に係る自己負担額の一部を助成し、利用を促進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱(平成22年4月1日ふじみ野市告示第95号)